

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

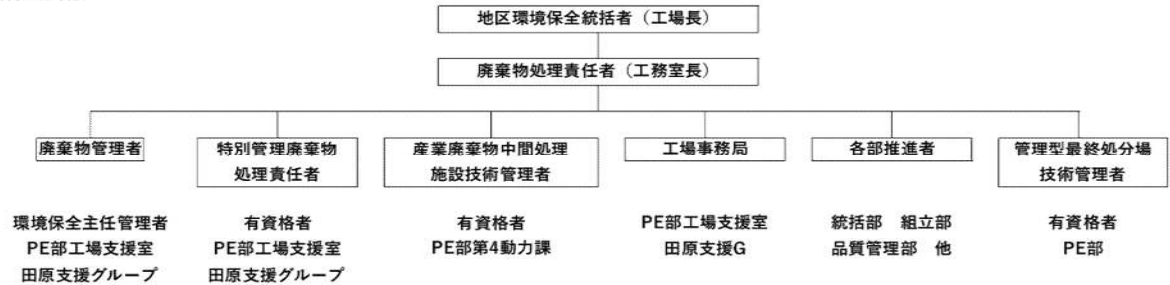
(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和7年 6 月19日	
愛知県知事 殿	
提出者	
住 所 愛知県豊田市トヨタ町1番地	
氏 名 トヨタ自動車株式会社	
代表取締役社長 佐藤 恒治	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 0565-28-2121	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	トヨタ自動車株式会社 田原工場
事業場の所在地	愛知県田原市緑が浜3号1番地
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事業	
①事業の種類	31輸送用機械器具製造業
②事業の規模	製造品出荷額
③従業員数	8675 人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	・汚泥は再生処理業者へ委託し、セメント原料へ ・廃油は再生処理業者へ委託し、燃料化へ ・廃プラスチック類及び金属くずは、再生処理業者へ委託し、原材料へ ・廃酸、廃アルカリは再生処理業者委託し、原材料化へ ・木くずは再生処理業者へ委託し、原材料化・燃料化へ ・ガラスくず等は再生処理業者委託し、原材料化へ ・鉋さい、がれき類は再生処理業者へ委託し、原材料化へ ・廃自動車は中間処理業者に委託し、中間処理後残渣埋立て ・(水銀製品) 蛍光灯、電池類、水銀体温計は再生処理業者へ委託し、原材料化へ ・ダスト類は再生処理業者委託し、原材料化へ

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事業

(管理体制図)

(管理体制)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(令和6年度)実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙参照
	排出量	別紙参照
	(これまでに実施した取組) ・塗装排水一次処理汚泥は脱水後天日乾燥し含水率低減を図った。 ・廃アルカリは使用量の管理徹底で廃棄物の排出抑制を図っている。 ・水銀製品は省エネルギーの観点でLED照明の採用を推進している。 ・工場内部材歩留まり向上、使用管理の徹底で廃棄物の排出抑制を図っている。	
	【目標(令和7年度)】	
②計画	産業廃棄物の種類	別紙参照
	排出量	別紙参照
	(今後実施する予定の取組) ・今後も天日乾燥による含水率低減を継続していく。 ・使用量の管理徹底で廃棄物の排出抑制を図っていく。 ・水銀製品は今後も省エネルギーの観点から、LED照明を採用していく。 ・塗料カスの含水率の低減	

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・分別回収により、混合しないようにしている。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・今後も分別回収を継続していく。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度(令和6年度)実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙参照
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	別紙参照
	(これまでに実施した取組) ・自らは再生利用を行ってはいない。 ・一部を再生利用業者に委託をし、原材料化を図っている。(ガラスくず)	
②計画	【目標(令和7年度)】	
	産業廃棄物の種類	別紙参照
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	別紙参照
	(今後実施する予定の取組) ・再生利用業者に委託をし、原材料化を継続していく。(ガラスくず)	

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度(令和6年度)実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙参照
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	別紙参照
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	別紙参照
	(これまでに実施した取組) ・全量委託中間処理をしているので、自らは実施していない。	
②計画	【目標(令和7年度)】	
	産業廃棄物の種類	別紙参照
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	別紙参照
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	別紙参照
	(今後実施する予定の取組) ・全量委託中間処理をしているので、自らは実施していない。	

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度(令和6年度)実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙参照
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	別紙参照
	(これまでに実施した取組) ・全量委託処理を行っており、自ら埋立処分を行っていない。	
②計画	【目標(令和7年度)】	
	産業廃棄物の種類	別紙参照
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	別紙参照
	(今後実施する予定の取組) ・今後も埋立て「ゼロ」の継続を図る。	

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度(令和6年度)実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙参照
	全処理委託量	別紙参照
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙参照
	再生利用業者への処理委託量	別紙参照
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙参照
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙参照
	(これまでに実施した取組) ・再生利用業者に委託し、原材料化・燃料化を図っている。	

②計画	【目標(令和7年度)】	
	産業廃棄物の種類	別紙参照
	全処理委託量	別紙参照
	優良認定処理業者への 処理委託量	別紙参照
	再生利用業者への 処理委託量	別紙参照
	認定熱回収業者への 処理委託量	別紙参照
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	別紙参照
	(今後実施する予定の取組) ・再生利用業者に委託をし、原材料・燃料化を継続していく。	
※事務処理欄		

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分野の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

